

住民監査請求監査結果

平成26年11月20日

湯沢市監査委員

目 次

第 1	監査の請求	1
1	請求書の提出日	1
2	請求者	1
3	請求の内容	1
4	請求の要旨に添付された事実を証する書面	1
5	主張する事実の要旨及び措置要求	2
第 2	要件の審査	2
第 3	監査委員の判断	2
第 4	監査の実施	3
1	請求人の証拠の提出及び陳述	3
2	監査対象事項等	3
第 5	事実関係の確認	3
第 6	監査の結果	4
第 7	市長に対する勧告	5
1	措置すべき事項	5
2	措置期限	5
第 8	監査委員の意見	5

第1 監査の請求

1 請求書の提出日

平成26年9月24日

2 請求者

2人（住所、氏名は省略）

3 請求の内容（※原文のとおり）

1 請求の要旨

本件請求は当市における公金支出の適正度を調査した結果その一部が関係法令や財務規則、社会通念や市民感情に反する、違法・不当な財務会計行為に該当すると判断したため別紙事実証明資料を添えて住民監査を求めるものである。詳細は以下の通りである。

会費を寸志に替えて支出額を不正に水増ししたと疑われる件

平成25年9月23日に湯沢市の横堀温泉紫雲閣で行われた小野小町再探究と情報発信研究懇談会への出席者は、副市長、ジオパーク推進室長、企画課・●●主査の3名であるが、当該案件で不正な公金支出が疑われるのは以下の事由による。

同年9月19日付で受け取った案内状に記載された参加費1,000円（夕食代）当日持参とタイプ印刷された部分に手書きで二重線を引いて右側の余白部分に寸志20,000円と追記している部分が看取されるのだが、なぜ、会費1,000円×3人分の3,000円で済むところを、わざわざ寸志と替えて17,000円を増額する必要があるのだろうか。当該案件は、「地方公共団体の経費はその目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えて、これを超えて支出してはならない」ことを規定した地方財政法第4条第1項に抵触するのみならず、同第4条の2に規定された支出の増大に対する財政運営の健全化にも反する、触法行為である。従って食糧費の17,000円については、違法・不当な財務会計行為による市の損害と認定し、その返還を求める勧告を出すよう求める。

4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

事実証明

① 湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し1枚

（起案 平成25年9月19日 支払年月日 平成25年9月23日 前渡資金整理簿記載 平成25年9月19日）

- ② 湯沢市財務規則に基づく支払証明書の写し1枚
(平成25年9月23日)
- ③ 上記に添付された「小野小町再探究と情報発信研究懇談会(御案内)」の
文書の写し1枚

5 主張する事実の要旨及び措置要求

監査請求書(措置請求書)及び事実を証する書面に記載されている事項の内容を勘案して、措置要求の要旨を次のように理解した。

本請求で請求人は、平成25年9月23日市内横堀温泉紫雲閣で開催された「小野小町再探究と情報発信研究懇談会」案内状に参加費1,000円と記載され3名出席したことにより3,000円を支払うべきところ、寸志として20,000円支出している。

このことは、地方財政法第4条第1項の規定に抵触すると共に同法第4条の2の規定に反する触法行為であるため、本来支出するべき3,000円を控除した額17,000円(寸志20,000円-3,000円=17,000円)の返還を求める勧告を出すよう求めている。

第2 要件の審査

監査の実施に当たり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成26年10月7日に全監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 (地方自治法第242条の要件に係る判断)

住民監査請求は、市長や市職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補てんを求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、平成25年9月23日開催の「小野小町再探究と情報発信研究懇談会」の際、湯沢市雄勝観光協会(以下「協会」という。)へ総務課食糧費から支出された寸志20,000円について、協会からの案内状に記載されている参加費1,000円(夕食代)は市から3名出席したことにより3,000円を支払うべきところを17,000円増額し支出した行為は、不当な財務会計行為と認定し、17,000円を市へ返還する勧告を出すことを求めるとの主張について、要件を満たしているので監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年11月4日に証拠の提出及び11月5日に陳述の機会を設けたが、10月31日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

地方自治法第242条の要件に係る判断により、本請求に係る支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

(2) 監査対象部局

総務部総務課及び総務部企画課並びに産業振興部まるごと売る課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

また、会計管理者に依頼し、資料の確認を行った。

第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

平成25年9月23日開催の「小野小町再探究と情報発信研究懇談会」の際の市からの参加者は、副市長、まるごと売る課ジオパーク推進室長、企画課企画班●●主査の計3名で、●●地域おこし協力隊員も参加していることを確認した。

支出額については、今後の当市施策の進展及び講師並びに参加した方に対し日頃からの協力等に感謝したいとのことで20,000円としたとのことであった。

この支出額は、総務課食糧費より湯沢市財務規則(平成17年3月22日規則第49号)第64条第1項及び第2項に基づく支払決議書及び支払証明書により支出していることを確認を会計管理者が行っている。

当日は、各自私用車で横堀温泉「紫雲閣」へ集合し、副市長は懇談会冒頭に来賓あいさつを行い、ジオパーク室長と企画課●●は講師が必要としていたプロジェクターやスクリーン等の設置及び回収等を行った。

総務課では総務部長と総務課長が、平成26年9月27日付の新聞報道によると平成25年9月23日開催の「小野小町再探究と情報発信研究懇談会」に市から寸志として20,000円が支出されたが協会では、参加費以上(市から余分にもらった記憶がない)もっていないとの記事が掲載されたため、9月30日事実を確認するため、主催者である協会へ出向き、会長及び事務局長と面会し資料の提供を受けた。

その資料及び内容としては、参加者名簿には36名が記載されており、紫雲閣か

ら発行された請求領収書の写しの請求明細には、弁当@1,000円(消費税込)、数量35、金額35,000円と記載されている。また、協会職員は、新聞の報道に関し「急に取材があったため「記憶がない」と答えたのだが、新聞では、あのような報道(市から余分にもらった記憶がない)になった」と答えたとのことである。次に金額について協会では、「市から寸志として20,000円をもらい、17,000円は現金としてある。なお、協会の決算にはない。」と答えたとのことであった。

当職から文書により協会へ「平成25年9月24日小野小町再探究と情報発信研究懇談会」の際に当市から20,000円を受領したか否か等について照会をした。その結果は次のとおりであった。

協会からは、「湯沢市より寸志として20,000円を受け取っている。20,000円のうち副市長と職員分2名分(弁当代1,000円×3人=3,000円)残り17,000円は「小野小町学会」設立準備のため特別会計にて残しています。」との文書回答を得ている。

第6 監査の結果

本請求書で請求人は、平成25年9月23日開催の「小野小町再探究と情報発信研究懇談会」の際、協会へ総務課食糧費から支出された寸志20,000円について、協会からの案内状に記載されている参加費は1,000円(夕食代)であり市から3名出席したため3,000円を支出すべきところを17,000円増額し支出した行為は、不当な財務会計行為と認定し、17,000円を市へ返還する勧告を出すことを求めている。

食糧費を支出する場合についての判例においては「地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において、社会通念上礼儀の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、その事務に追従するものとして、許容されるものというべきであるが、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることからすると、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上礼儀の範囲を逸脱したものである場合には、その接遇は当該地方公共団体の事務に当然伴うものといえず、これに要した費用は公金により支出することは許されない」(最高裁判所平成元年9月5日判決)とされている。

「小野小町再探究と情報発信研究懇談会」は、夕食を伴う懇談会であるため出席する場合はその参加費(一人当たり1,000円)を負担するのが当然の行為である。

しかしながら、「小野小町再探究と情報発信研究懇談会」へは、副市長・ジオパーク推進室長、企画課●●主査計3名が出席し、参加費以上の金額(20,000円)を食糧費から支出している。

この行為は、食糧費から支出した金額として適切であるかどうかの判断である。

上記最高裁判所判決により今回の支出が、当市においての対外的折衝による接遇である場合であれば、その経費を支出する場合において社会通念上礼儀を逸脱しなければ違法ではないが、「小野小町再探究と情報発信研究懇談会」は当市が主催し外部の参加を求める会議ではなく、協会から当市へ参加についての案内があったものであり、それを承諾し副市長等が参加したものである。

したがって、「小野小町再探究と情報発信研究懇談会」への参加の目的は、協会への業務支援及び講師並びに参加者との友好等を図るための参加であり、参加費以上の金額を食糧費から支出した行為は、今後の当市施策の進展及び講師並びに参加した方に対し日頃からの協力等に感謝したいとの思いは十分理解できるが、この会へ支出した金額としてはふさわしくないとわざるをえない。

このことにより、支出した金額20,000円から参加費分3,000円(①1,000円×3名)を差し引いた残り17,000円が不適切な支出と判断される。

第7 市長に対する勧告

本件請求に係る監査委員の判断は、上記で述べたとおりであるが、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、市長に対して次に掲げる措置を講ずることを勧告する。

1 措置すべき事項

平成25年9月23日に市内横堀温泉紫雲閣で行われた「小野小町再探究と情報発信研究懇談会」の際の食糧費から支出した20,000円のうち、不適切に支出した金額は17,000円であるから、適切な是正を講じること。

2 措置期限

平成27年1月19日

上記の措置すべき事項について、地方自治法第242条第9項の規定により、期限内に所要の措置を講ずるとともに、その措置の状況を監査委員あて通知すること。

第8 監査委員の意見

交際費・食糧費の支出については、住民の負担する税金で賄われていることに鑑み、疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきである。